

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成22年7月16日提出
【計算期間】 りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）
第3特定期間
りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）
第3計算期間
（自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日）
【ファンド名】 りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）
りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 石橋 俊朗
【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【事務連絡者氏名】 長谷川 英男
【連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
【電話番号】 03-5695-2111
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

1. リソナ ブラジル・ソブリン・ファンド(毎月決算型)

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 公債））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	中南米
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

2. リソナ ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 公債））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	中南米
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「債券 公債」...目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」...目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「中南米」...目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1

主として、ブラジル・ソブリン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、ブラジル・レアル建債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

※マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

マザーファンド方式について

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。

マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

2

マザーファンドにおけるブラジル・レアル建債券への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

- イ) 金利や物価の動向、経済情勢や市場環境等を勘案し、ポートフォリオを構築します。
- ロ) 固定利付債および割引債の組入比率の合計を、信託財産の純資産総額の50%程度以上とします。
- ハ) 投資する債券は、政府、政府関係機関、国際機関等が発行するものとします。

◆ブラジル・レアル建てのブラジルの国債には、固定利付債、割引債、変動金利債、物価連動債等があります。

3

マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、イタウ・ウニバンコ銀行の運用部門であるイタウ・アセットマネジメントの助言を受けます。

〈イタウ・アセットマネジメントについて〉

- イタウ・アセットマネジメント【Itaú Asset Management】は、ブラジルを拠点とするイタウ・ウニバンコ銀行【Itaú Unibanco S.A.】の運用部門です。
- イタウ・ウニバンコ銀行は1945年設立のブラジルの民間銀行。ラテンアメリカ地域における最大手行の一つです。
- イタウ・アセットマネジメントは、ブラジルの民間アセットマネージャーの中で最大級の運用資産を誇っています。

4

為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

5

2つのファンドの決算日、収益分配方針は次のとおりです。

（毎月決算型）

毎月1回、25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〔分配方針〕

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- ◆上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

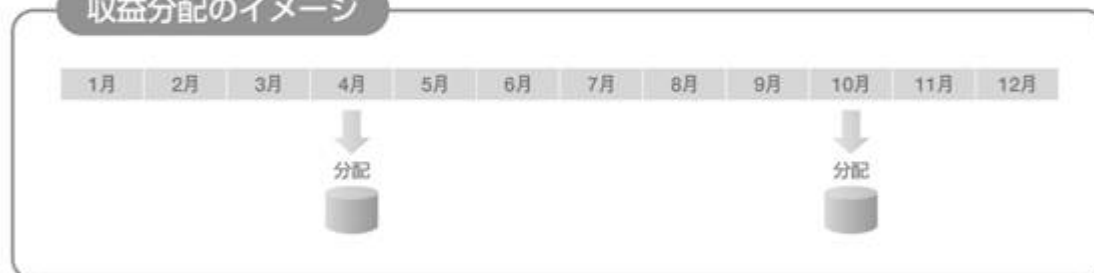
（年2回決算型）

年2回、4月25日および10月25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

収益分配のイメージ



- ◆上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年11月13日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
お取扱窓口 ↑ ↓ 1	収益分配金（注1）、償還金など ↑ ↓ お申込金（ 3 ）	
	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
委託会社	収益分配金、償還金など ↑ ↓ お申込金（ 3 ）	
	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、マザーファンドの運用については、投資顧問会社（注2）の助言を受けます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など

↓ 運用指図 ↑ ↓ 2		損益 ↑ ↓ 信託金 (3)	
受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社:日 本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会 社	信託契約 (2) の受託者であり、次の業務を行な います。なお、信託事務の一部につき日本トラ スティ・サービス信託銀行株式会社に委託すること ができます。また、外国における資産の保管は、その 業務を行なうに十分な能力を有すると認められる 外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など	
		損益 ↑ ↓ 投資	
投資対象	ブラジル・レアル建債券 など (マザーファンド方式で運用を行ないます。)		

(注1) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2) 投資顧問会社については、次のとおりです。

名称	関係業務の内容
イタウ・ユニバンク銀行 イタウ・アセットマネジメン ト	委託会社との投資顧問契約 (4) に基づき、委託会社に対して、 信託財産の運用に関するアドバイス (投資助言) を行ないます。

- 1: 受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関
する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款
の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項 (運用方針、委託会社および受託
会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等) が規定されています。
- 3: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわ
れる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
- 4: 委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および報酬、運用の責任等
が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社
には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況 (平成22年5月末日現在) >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧 問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一 任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものと みなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長 (金商) 第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<各ファンド共通>

主要投資対象

ブラジル・ソブリン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、ブラジル・レアル建債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ．マザーファンドにおけるブラジル・レアル建債券への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

(a) 金利や物価の動向、経済情勢や市場環境等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

(b) 固定利付債および割引債の組入比率の合計を、信託財産の純資産総額の50%程度以上とします。

(c) 投資する債券は、政府、政府関係機関、国際機関等が発行するものとします。

ハ．マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、イタウ・ユニバンコ銀行の運用部門であるイタウ・アセットマネジメントの助言を受けます。

ニ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

<各ファンド共通>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限りません。）

ハ．約束手形

二．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたブラジル・ソブリン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前7. までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前16. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1. の証券または証書ならびに前8. および前12. の証券または証書のうち前1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2. から前6. までの証券ならびに前10. の証券のうち投資法人債券ならびに前8. および前12. の証券または証書のうち前2. から前6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9. の証券および前10. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2

項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

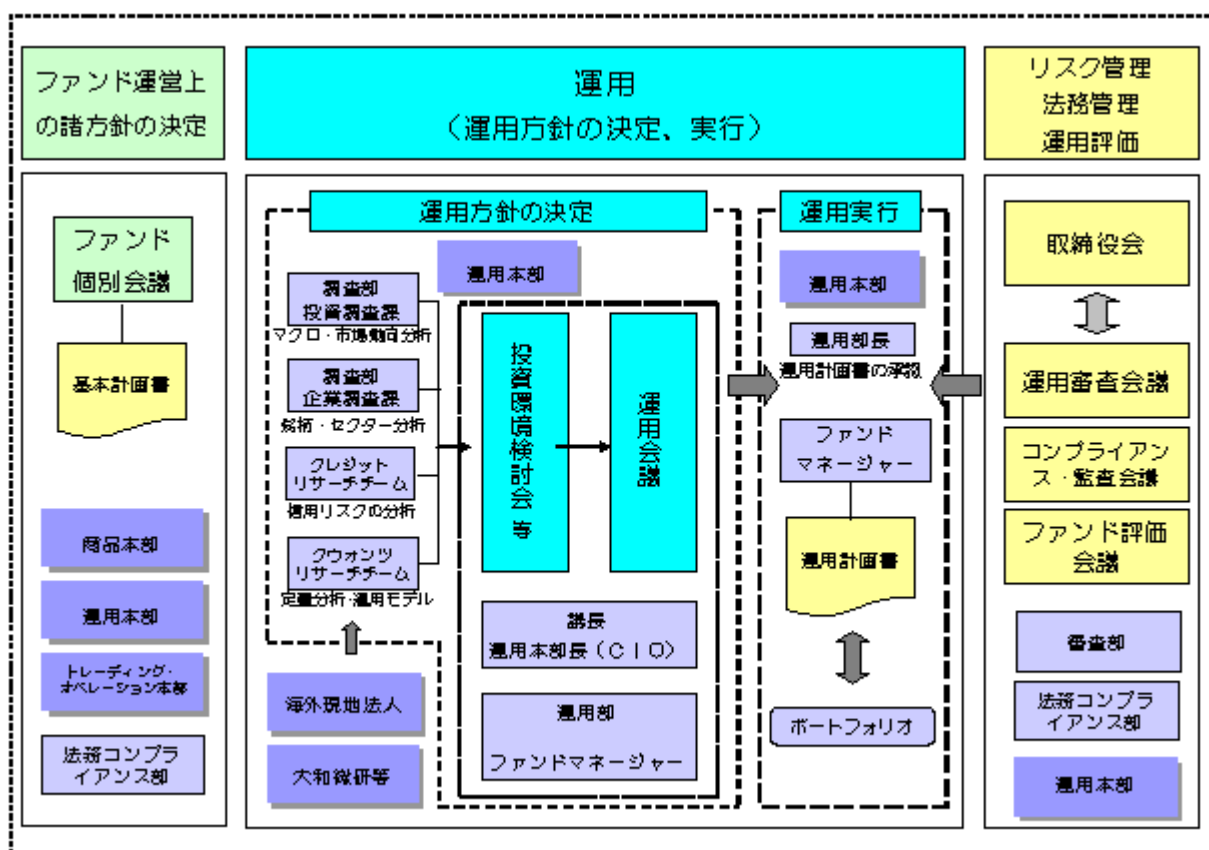
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、イタウ・ユニバンク銀行の運用部門であるイタウ・アセットマネジメントの助言を受けます。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（ＣＩＯ）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

ＣＩＯが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．運用本部長（ＣＩＯ）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．運用副本部長（1～5名程度）

ＣＩＯを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

二．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は20～30名程度です。

受託会社に対する管理体制

を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1. から4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1. から4.

までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前八.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託

財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

二．前八．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

へ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合

計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> マザーファンド（ブラジル・ソブリン・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

主要投資対象

ブラジル・レアル建債券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主として、ブラジル・レアル建債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

(a) 金利や物価の動向、経済情勢や市場環境等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

(b) 固定利付債および割引債の組入比率の合計を、信託財産の純資産総額の50%程度以上とします。

(c) 投資する債券は、政府、政府関係機関、国際機関等が発行するものとします。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、イタウ・ユニバンコ銀行の運用部門であるイタウ・アセットマネジメントの助言を受けます。

ニ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限りま。

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りま。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前7. までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前16. の有価証券の性質を有するもの

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1. から4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1. から4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内

とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必

要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

固定利付債券および割引債券の価格は、一般に名目金利が低下した場合には上昇し、名目金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。

変動金利債券は、市場の金利変動に応じて利率が調整される債券です。このような特徴があるため、金利低下局面では有利な金利を続けて得ることができなくなります。

物価連動債券は、物価変動などにより、元本や利払い額が変動するリスクがあります。物価が下落した場合や金利が上昇した場合には、一般的に物価連動債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

上記のほか、公社債への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。新興国の債券は、先進国の債券と比較して価格変動が大きく、デフォルト（債務不履行および支払い遅延）が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因に

より大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カンントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカンントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ．ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課され、基準価額を下落させる要因となります。

なお、平成22年5月末日現在、税率は2.0%です。

ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。

(2) 換金性等が制限される場合

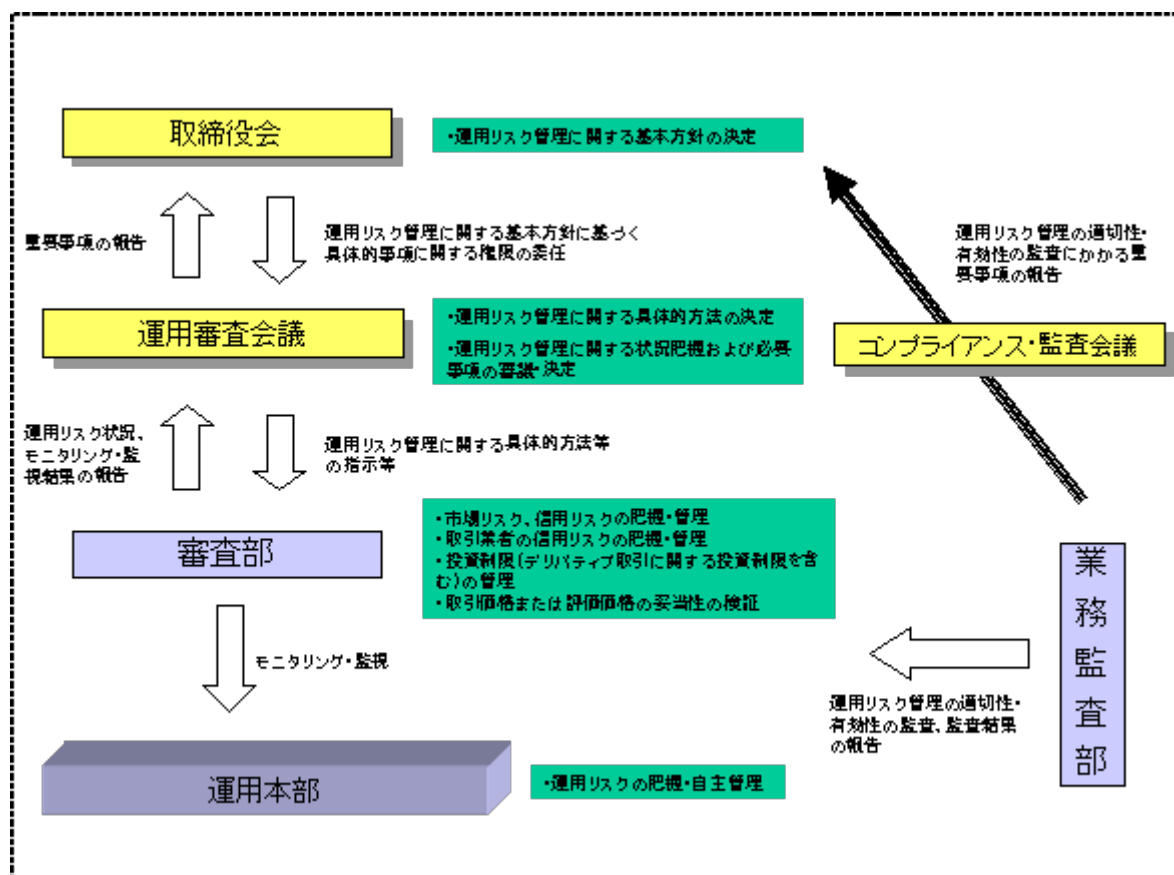
通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止

を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.407%（税抜1.34%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）」および「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）」の信託財産の純資産総額の合計額が	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の場合	年率0.63% （税抜0.60%）	年率0.735% （税抜0.70%）	年率0.042% （税抜0.04%）
100億円以上500億円未満の場合	年率0.5775% （税抜0.55%）	年率0.7875% （税抜0.75%）	
500億円以上の場合	年率0.525% （税抜0.50%）	年率0.84% （税抜0.80%）	

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける報酬の中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税（ブラジル市場における金融取引税（注）を含みます。）、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

（注）ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては金融取引税（2.0%）が課されます。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- （ ）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- （ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）

(1) 【投資状況】（平成22年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	70,498,529,380	99.52
内 日本	70,498,529,380	99.52
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	337,594,323	0.48
純資産総額	70,836,123,703	100.00

（参考）ブラジル・ソブリン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
国債証券	69,132,400,206	97.28
内 ブラジル	69,132,400,206	97.28
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,933,100,090	2.72
純資産総額	71,065,500,296	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
為替予約取引（買建）	384,530,268	0.54
内 日本	384,530,268	0.54

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（注3）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】（平成22年5月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ブラジル・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	49,127,895,039	1.37523 67,562,374,889	1.4350 70,498,529,380	- -	99.52%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.52%
合計	99.52%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ブラジル・ソブリン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	Brazil Letras do Tesouro Nacional ブラジル	国債証券 -	18,618,400,000	87.72 16,332,619,032	88.59 16,495,343,848	- 11/07/01	23.21%
2	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F ブラジル	国債証券 -	10,013,680,000	92.34 9,246,899,111	93.30 9,343,664,671	10.000000 14/01/01	13.15%
3	Brazil Letras do Tesouro Nacional ブラジル	国債証券 -	11,825,200,000	77.35 9,147,638,967	78.32 9,262,442,656	- 12/07/01	13.03%
4	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F ブラジル	国債証券 -	9,057,600,000	94.41 8,551,522,415	94.95 8,600,915,808	10.000000 13/01/01	12.10%
5	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F ブラジル	国債証券 -	9,309,200,000	88.32 8,222,524,528	89.30 8,313,767,244	10.000000 17/01/01	11.70%
6	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie B ブラジル	国債証券 -	2,717,280,000	185.97 5,053,434,307	186.12 5,057,510,227	6.000000 15/05/15	7.12%
7	Brazil Letras do Tesouro Nacional ブラジル	国債証券 -	4,025,600,000	93.14 3,749,685,376	93.97 3,782,936,832	- 11/01/01	5.32%
8	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie B ブラジル	国債証券 -	1,912,160,000	187.93 3,593,598,774	188.19 3,598,665,998	6.000000 13/05/15	5.06%
9	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F ブラジル	国債証券 -	2,113,440,000	85.27 1,802,142,895	85.48 1,806,610,781	10.000000 21/01/01	2.54%
10	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F ブラジル	国債証券 -	1,509,600,000	96.90 1,462,923,168	97.06 1,465,308,336	10.000000 12/01/01	2.06%
11	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie B ブラジル	国債証券 -	754,800,000	186.12 1,404,867,526	186.17 1,405,233,804	6.000000 17/05/15	1.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.28%

合計	97.28%
----	--------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（単位：円）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	フ ラシ ャ ル・リアル買/円売 2010年6月	買建	7,641,699	382,839,924	384,530,268	0.54%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注3）為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （円）
設定時 (平成20年11月13日)	325,519,148	-	1.0000	-
第1特定期間末 (平成21年4月27日)	734,544,023	742,237,928	1.1457	1.1577
平成21年5月末日	1,541,313,679	-	1.2379	-
6月末日	2,100,136,967	-	1.1891	-
7月末日	3,611,712,629	-	1.2250	-
8月末日	5,363,254,999	-	1.1409	-
9月末日	10,226,040,287	-	1.1575	-
第2特定期間末 (平成21年10月26日)	16,996,773,415	17,165,674,351	1.2076	1.2196
10月末日	18,995,437,828	-	1.1870	-
11月末日	26,397,492,131	-	1.1107	-
12月末日	37,528,897,117	-	1.1626	-
平成22年1月末日	44,605,950,642	-	1.0541	-
2月末日	52,103,226,442	-	1.0727	-
3月末日	64,261,840,948	-	1.1358	-
第3特定期間末 (平成22年4月26日)	69,069,224,981	69,787,758,209	1.1535	1.1655
4月末日	71,073,471,136	-	1.1730	-
5月末日	70,836,123,703	-	1.0801	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0310
第2特定期間	0.1820
第3特定期間	0.0720

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間	17.7
第2特定期間	21.3
第3特定期間	1.5

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）

(1) 投資状況（平成22年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	565,969,806	99.98
内 日本	565,969,806	99.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	90,203	0.02
純資産総額	566,060,009	100.00

（参考）ブラジル・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）」の記載と同じ。

(2) 投資資産(平成22年5月31日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ブラジル・ソブリン・マザー ファンド 日本	親投資信託受 益証券 -	394,404,046	1.50766 594,630,723	1.4350 565,969,806	- -	99.98%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）ブラジル・ソブリン・マザーファンド

前記「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成20年11月13日)	111,454,195	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成21年4月27日)	165,065,821	165,205,492	1.1818	1.1828
平成21年5月末日	209,786,878	-	1.2940	-
6月末日	221,560,674	-	1.3204	-
7月末日	218,827,989	-	1.3740	-
8月末日	218,910,332	-	1.3447	-
9月末日	254,717,417	-	1.3791	-
第2計算期間末 (平成21年10月26日)	277,916,628	278,108,046	1.4519	1.4529
10月末日	273,210,068	-	1.4270	-
11月末日	283,507,972	-	1.3475	-
12月末日	368,256,817	-	1.4267	-
平成22年1月末日	415,736,079	-	1.3066	-
2月末日	453,925,688	-	1.3444	-
3月末日	532,917,139	-	1.4393	-
第3計算期間末 (平成22年4月26日)	567,018,289	567,402,509	1.4758	1.4768
4月末日	579,440,192	-	1.5008	-
5月末日	566,060,009	-	1.3989	-

分配の推移

	1口当たり分配金（円）
第1計算期間	0.0010
第2計算期間	0.0010
第3計算期間	0.0010

収益率の推移

	収益率（％）
第1計算期間	18.3
第2計算期間	22.9
第3計算期間	1.7

(4) 【設定及び解約の実績】

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	316,646,314	1,006,645
第2特定期間	13,958,932,214	525,012,963
第3特定期間	48,205,398,137	2,402,707,183

（注）当初設定数量は325,519,148口です。

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	30,397,052	2,179,632
第2計算期間	154,490,958	102,744,225
第3計算期間	243,206,563	50,404,788

（注）当初設定数量は111,454,195口です。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けは行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、サンパウロ証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいい

ます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

<りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）>

毎月26日から翌月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年11月13日から平成20年12月25日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるもの

とします。

<りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）>

毎年4月26日から10月25日まで、および10月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年11月13日から平成21年4月25日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前2.から前4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2.から前4.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびそ

の内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. から5. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前 2. または前 2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、「毎月決算型」については毎年4月および10月の計算期末に、「年2回決算型」については計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間（「毎月決算型」については、第1および第2計算期間を除きます。）終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号、以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前特定期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づき、当特定期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）については、改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）及び当特定期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）】

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成21年10月26日現在	当 期 平成22年4月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	218,155,643	990,572,302
親投資信託受益証券	16,980,367,871	69,001,213,347
流動資産合計	17,198,523,514	69,991,785,649
資産合計	17,198,523,514	69,991,785,649
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	168,900,936	718,533,228
未払解約金	17,943,132	121,437,917
未払受託者報酬	439,242	2,413,951
未払委託者報酬	14,275,517	78,453,647
その他未払費用	191,272	1,721,925
流動負債合計	201,750,099	922,560,668
負債合計	201,750,099	922,560,668
純資産の部		
元本等		
元本	1 14,075,078,068	1 59,877,769,022
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,921,695,347	9,191,455,959
（分配準備積立金）	611,674,909	2,550,394,763
元本等合計	16,996,773,415	69,069,224,981
純資産合計	16,996,773,415	69,069,224,981
負債純資産合計	17,198,523,514	69,991,785,649

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	当 期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
営業収益		
受取利息	24,106	101,405
有価証券売買等損益	1,025,303,167	3,792,083,964
営業収益合計	1,025,327,273	3,792,185,369
営業費用		
受託者報酬	1,020,526	9,184,063
委託者報酬	33,168,539	298,483,636
その他費用	191,272	1,721,925
営業費用合計	34,380,337	309,389,624
営業利益	990,946,936	3,482,795,745
経常利益	990,946,936	3,482,795,745
当期純利益	990,946,936	3,482,795,745
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	26,500,637	41,887,396
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	93,385,206	2,921,695,347
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,670,160,825	6,181,505,285
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,670,160,825	6,181,505,285
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,212,698	268,475,178
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,212,698	268,475,178
分配金	₁ 696,084,285	₁ 3,084,177,844
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,921,695,347	9,191,455,959

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	当 期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年4月25日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日を平成21年4月27日としており、平成21年10月25日が休日のため、当特定期間末日を平成21年10月26日としております。このため、当特定期間は182日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成21年10月25日が休日のため、前特定期間末日を平成21年10月26日としており、平成22年4月25日が休日のため、当特定期間末日を平成22年4月26日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成21年10月26日現在	当 期 平成22年4月26日現在
1. 1 期首元本額	641,158,817円	14,075,078,068円
期中追加設定元本額	13,958,932,214円	48,205,398,137円
期中一部解約元本額	525,012,963円	2,402,707,183円
2. 特定期間末日における受益権の総数	14,075,078,068口	59,877,769,022口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	当 期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
-----	--------------------------------------	--------------------------------------

1 分配金の計算過程

(自平成21年4月28日 至平成21年5月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(7,499,969円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(48,622,498円)、投資信託約款に規定される収益調整金(136,629,604円)及び分配準備積立金(51,622,262円)より分配対象額は244,374,333円(1万口当たり2,195.35円)であり、うち13,357,746円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(自平成21年10月27日 至平成21年11月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(136,712,835円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(4,126,555,936円)及び分配準備積立金(605,625,661円)より分配対象額は4,868,894,432円(1万口当たり2,201.30円)であり、うち265,419,444円(1万口当たり120円)を分配金額としております。
(自平成21年5月26日 至平成21年6月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,666,194円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(20,470,296円)、投資信託約款に規定される収益調整金(308,174,708円)及び分配準備積立金(79,775,006円)より分配対象額は422,086,204円(1万口当たり2,536.71円)であり、うち119,801,470円(1万口当たり720円)を分配金額としております。	(自平成21年11月26日 至平成21年12月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(236,730,589円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(6,170,106,668円)及び分配準備積立金(604,282,359円)より分配対象額は7,011,119,616円(1万口当たり2,173.49円)であり、うち387,089,143円(1万口当たり120円)を分配金額としております。
(自平成21年6月26日 至平成21年7月27日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(20,633,859円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(83,056,530円)、投資信託約款に規定される収益調整金(432,833,233円)及び分配準備積立金(78,615,982円)より分配対象額は615,139,604円(1万口当たり2,205.25円)であり、うち33,473,131円(1万口当たり120円)を分配金額としております。	(自平成21年12月26日 至平成22年1月25日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(266,151,959円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,597,863,547円)及び分配準備積立金(646,405,355円)より分配対象額は8,510,420,861円(1万口当たり2,132.94円)であり、うち478,799,692円(1万口当たり120円)を分配金額としております。

（自平成21年7月28日 至平成21年8月25日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（29,399,269円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（51,148,750円）、投資信託約款に規定される収益調整金（775,234,351円）及び分配準備積立金（160,705,265円）より分配対象額は1,016,487,635円（1万口当たり2,418.73円）であり、うち260,559,263円（1万口当たり620円）を分配金額としております。	（自平成22年1月26日 至平成22年2月25日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（376,136,465円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（9,113,351,094円）及び分配準備積立金（666,144,687円）より分配対象額は10,155,632,246円（1万口当たり2,100.99円）であり、うち580,047,158円（1万口当たり120円）を分配金額としております。
（自平成21年8月26日 至平成21年9月25日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（45,320,853円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,463,382,224円）及び分配準備積立金（56,049,417円）より分配対象額は1,564,752,494円（1万口当たり1,877.86円）であり、うち99,991,739円（1万口当たり120円）を分配金額としております。	（自平成22年2月26日 至平成22年3月25日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（424,833,971円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,103,824,927円）及び分配準備積立金（746,692,502円）より分配対象額は11,275,351,400円（1万口当たり2,067.96円）であり、うち654,289,179円（1万口当たり120円）を分配金額としております。
（自平成21年9月26日 至平成21年10月26日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（98,190,416円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（546,751,932円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,456,688,730円）及び分配準備積立金（51,183,029円）より分配対象額は3,152,814,107円（1万口当たり2,240.00円）であり、うち168,900,936円（1万口当たり120円）を分配金額としております。	（自平成22年3月26日 至平成22年4月26日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（567,527,453円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,513,848,092円）、投資信託約款に規定される収益調整金（10,874,256,397円）及び分配準備積立金（828,285,832円）より分配対象額は13,783,917,774円（1万口当たり2,302.01円）であり、うち718,533,228円（1万口当たり120円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当特定期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成22年4月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------------	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成21年10月26日現在		当 期 平成22年4月26日現在
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	16,980,367,871	745,081,437	3,227,572,639
合計	16,980,367,871	745,081,437	3,227,572,639

（デリバティブ取引に関する注記）

前特定期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）

前 期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日
該当事項はありません。

当特定期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当 期 平成22年4月26日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前 期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	当 期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	前 期 平成21年10月26日現在	当 期 平成22年4月26日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2076円 (12,076円)	1.1535円 (11,535円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ブラジル・ソブリン・マザーファンド	45,584,470,732	69,001,213,347	
親投資信託受益証券 合計		45,584,470,732	69,001,213,347	
合計		45,584,470,732	69,001,213,347	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは、「ブラジル・ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ブラジル・ソブリン・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成21年10月26日現在	平成22年4月26日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,400,094,821	846,148,882
コール・ローン	1,757,736,300	1,108,667,120
国債証券	15,782,602,491	67,160,563,118
派生商品評価勘定	-	1,750,289
未収利息	110,971,229	932,100,051
前払費用	141,226,542	283,080,565
流動資産合計	19,192,631,383	70,332,310,025
資産合計	19,192,631,383	70,332,310,025
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,229,303	-
未払金	1,892,505,997	755,165,537
その他未払費用	45,101,396	9,604,726
流動負債合計	1,939,836,696	764,770,263
負債合計	1,939,836,696	764,770,263
純資産の部		
元本等		
元本	11,672,243,238	45,958,696,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,580,551,449	23,608,843,058
元本等合計	17,252,794,687	69,567,539,762
純資産合計	17,252,794,687	69,567,539,762
負債純資産合計	19,192,631,383	70,332,310,025

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分		平成21年10月26日現在	平成22年4月26日現在
1.	1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	727,854,083円	11,672,243,238円
	同期中における追加設定元本額	11,164,083,630円	34,303,603,386円
	同期中における一部解約元本額	219,694,475円	17,149,920円
	同期末における元本の内訳		
	ファンド名		
	りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）	11,487,969,604円	45,584,470,732円
	りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）	184,273,634円	374,225,972円
	計	11,672,243,238円	45,958,696,704円
2.	本報告書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,672,243,238口	45,958,696,704口

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

本報告書における開示対象ファンドの当期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成22年4月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成21年10月26日現在		平成22年4月26日現在
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	15,782,602,491	113,350,244	23,478,941
合計	15,782,602,491	113,350,244	23,478,941

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで、及び平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	外貨建資産の売買代金、利金、償還金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。

5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
--------------------------	--

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成21年10月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買 建	641,313,329	-	639,084,026	2,229,303
ブラジル・リアル	641,313,329	-	639,084,026	2,229,303
合計	641,313,329	-	639,084,026	2,229,303

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(平成21年10月27日から平成22年4月26日まで)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成22年4月26日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買 建	318,202,083	-	319,952,372	1,750,289

ブラジル・レアル	318,202,083	-	319,952,372	1,750,289
合計	318,202,083	-	319,952,372	1,750,289

（注） 1. 時価の算定方法

（1） 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

（2） 本報告書における開示対象ファンドの期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成21年10月26日現在	平成22年4月26日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4781円 (14,781円)	1.5137円 (15,137円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1） 株式

該当事項はありません。

（2） 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ブラジル・レアル		ブラジル・レアル	ブラジル・レアル	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20120101	30,000,000.000	29,072,400.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20130101	175,000,000.000	165,194,750.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20140101	193,000,000.000	178,208,480.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20170101	175,000,000.000	154,563,500.000	
		Brazil Letras do Tesouro Nacional 20110101	80,000,000.000	74,516,800.000	
		6% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie B 20130515	38,000,000.000	71,414,920.000	
		6% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie B 20150515	54,000,000.000	100,425,960.000	
		Brazil Letras do Tesouro Nacional 20110701	370,000,000.000	324,575,100.000	
		Brazil Letras do Tesouro Nacional 20120701	180,000,000.000	138,990,600.000	
		10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20210101	17,000,000.000	14,398,830.000	
	ブラジル・レアル 小計		ブラジル・レアル	ブラジル・レアル	

		1,312,000,000.000 (70,415,040,000)	1,251,361,340.000 (67,160,563,118)	
国債証券 合計		70,415,040,000 [70,415,040,000]	67,160,563,118 [67,160,563,118]	
合計		70,415,040,000 [70,415,040,000]	67,160,563,118 [67,160,563,118]	

- （注）1．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2．合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ブラジル・リアル	国債証券 10銘柄	100%	100%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号、以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、第2期計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づき、第3期計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）については、改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）及び第3期計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）】

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 平成21年10月26日現在	第3期 平成22年4月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,340,185	3,826,894
親投資信託受益証券	272,374,858	566,465,853
流動資産合計	279,715,043	570,292,747
資産合計	279,715,043	570,292,747
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	191,418	384,220
未払受託者報酬	47,655	85,762
未払委託者報酬	1,550,475	2,788,480
その他未払費用	8,867	15,996
流動負債合計	1,798,415	3,274,458
負債合計	1,798,415	3,274,458
純資産の部		
元本等		
元本	191,418,348	384,220,123
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	86,498,280	182,798,166
（分配準備積立金）	43,824,315	56,949,783
元本等合計	277,916,628	567,018,289
純資産合計	277,916,628	567,018,289
負債純資産合計	279,715,043	570,292,747

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	第3期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
営業収益		
受取利息	1,841	1,155
有価証券売買等損益	46,765,513	25,030,793
営業収益合計	46,767,354	25,031,948
営業費用		
受託者報酬	47,655	85,762
委託者報酬	1,550,475	2,788,480
その他費用	8,867	15,996
営業費用合計	1,606,997	2,890,238
営業利益	45,160,357	22,141,710
経常利益	45,160,357	22,141,710
当期純利益	45,160,357	22,141,710
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,598,663	46,926
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	25,394,206	86,498,280
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,161,573	96,615,707
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,161,573	96,615,707
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,427,775	22,026,385
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,427,775	22,026,385
分配金	¹ 191,418	¹ 384,220
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	86,498,280	182,798,166

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第2期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	第3期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成21年4月25日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成21年4月27日としており、平成21年10月25日が休日のため、当計算期間末日を平成21年10月26日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成21年10月25日が休日のため、前計算期間末日を平成21年10月26日としており、平成22年4月25日が休日のため、当計算期間末日を平成22年4月26日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期 平成21年10月26日現在	第3期 平成22年4月26日現在
1. 1 期首元本額	139,671,615円	191,418,348円
期中追加設定元本額	154,490,958円	243,206,563円
期中一部解約元本額	102,744,225円	50,404,788円
2. 計算期間末日における受益権の総数	191,418,348口	384,220,123口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	第3期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（8,890,541円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（22,671,153円）、投資信託約款に規定される収益調整金（42,673,965円）及び分配準備積立金（12,454,039円）より分配対象額は86,689,698円（1万口当たり4,528.81円）であり、うち191,418円（1万口当たり10円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（17,306,438円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（4,788,346円）、投資信託約款に規定される収益調整金（125,848,383円）及び分配準備積立金（35,239,219円）より分配対象額は183,182,386円（1万口当たり4,767.64円）であり、うち384,220円（1万口当たり10円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

（追加情報）

第3期計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区 分	第3期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第3期 平成22年4月26日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

	(2)コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第2期 平成21年10月26日現在		第3期 平成22年4月26日現在
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	272,374,858	34,486,891	24,710,005
合計	272,374,858	34,486,891	24,710,005

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期計算期間（平成21年4月28日から平成21年10月26日まで）

第2期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日
該当事項はありません。

第3期計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第3期 平成22年4月26日現在
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 平成21年4月28日 至 平成21年10月26日	第3期 自 平成21年10月27日 至 平成22年4月26日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第2期 平成21年10月26日現在	第3期 平成22年4月26日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4519円 (14,519円)	1.4758円 (14,758円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
-----	-----	------	------------	----

親投資信託受益証券	ブラジル・ソブリン・マザーファンド	374,225,972	566,465,853	
親投資信託受益証券 合計		374,225,972	566,465,853	
合計		374,225,972	566,465,853	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは、「ブラジル・ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ブラジル・ソブリン・マザーファンド」の状況

前記「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）

【純資産額計算書】

平成22年5月31日

資産総額	70,879,885,885円
負債総額	43,762,182円
純資産総額（ - ）	70,836,123,703円
発行済数量	65,580,737,253口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0801円

（参考）ブラジル・ソブリン・マザーファンド
純資産額計算書

平成22年5月31日

資産総額	72,212,606,308円
負債総額	1,147,106,012円
純資産総額（ - ）	71,065,500,296円
発行済数量	49,522,299,085口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.4350円

りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）

純資産額計算書

平成22年5月31日

資産総額	567,780,125円
負債総額	1,720,116円
純資産総額（ - ）	566,060,009円
発行済数量	404,648,081口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3989円

（参考）ブラジル・ソブリン・マザーファンド
前記「りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成22年5月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成22年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	14	40,015
追加型株式投資信託	349	6,512,939
株式投資信託 合計	363	6,552,954
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,929,666
公社債投資信託 合計	17	2,929,666
総合計	380	9,482,620

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第50期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第51期事業年度に係る中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,398,882	3,961,462
有価証券	32,206,041	28,233,112
前払金	3,357	453
前払費用	96,205	84,549
未収入金	75,494	20,722
未収消費税等	-	27,138
未収委託者報酬	8,899,037	5,273,080
未収収益	136,888	25,476
貯蔵品	83,453	38,909
繰延税金資産	779,955	227,536
デリバティブ資産	1,172,830	-
その他	30,104	2,030
流動資産計	46,882,252	37,894,473
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	1,618,595	1,252,162
器具備品（純額）	388,414	349,484
	1,229,446	900,893

建設仮勘定	735	1,785
無形固定資産	1,989,254	1,980,730
ソフトウェア	1,976,209	1,967,944
電話加入権	11,850	11,850
その他	1,194	936
投資その他の資産	8,890,810	8,317,769
投資有価証券	7,690,544	7,780,508
関係会社株式	737,012	737,012
出資金	166,719	178,806
従業員に対する長期貸付金	176,298	155,692
差入保証金	633,855	618,264
長期前払費用	10,039	8,394
投資不動産（純額）	593,270	579,162
その他	43	-
貸倒引当金	3 1,116,972	3 1,740,069
固定資産計	12,498,661	11,550,663
資産合計	59,380,914	49,445,137

（単位：千円）

	前事業年度 （平成20年 3月31日現在）	当事業年度 （平成21年 3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	50,693	48,999
未払金	10,302,751	5,335,193
未払収益分配金	27,011	32,233
未払償還金	332,721	278,950
未払手数料	4,943,985	2,896,691
その他未払金	2 4,999,033	2 2,127,318
未払費用	2,177,782	1,528,570
未払法人税等	1,402,832	442,052
未払消費税等	425,013	-
前受収益	39,700	-
賞与引当金	480,300	223,000
その他	22,096	1,951
流動負債計	14,901,170	7,579,766
固定負債		
退職給付引当金	988,898	1,150,011
役員退職慰労引当金	46,260	62,520
繰延税金負債	2,300,289	1,767,537
固定負債計	3,335,448	2,980,068
負債合計	18,236,618	10,559,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727

資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金	11,702,152	9,659,553
利益剰余金合計	14,876,450	12,833,851
株主資本合計	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	402,154	618,549
評価・換算差額等合計	402,154	618,549
純資産合計	41,144,295	38,885,301
負債・純資産合計	59,380,914	49,445,137

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,506,998	67,765,880
その他営業収益	572,557	391,449
営業収益計	83,079,556	68,157,330
営業費用		
支払手数料	48,784,763	40,411,927
広告宣伝費	1,542,009	836,270
公告費	9,189	2,131
受益証券発行費	41,501	4,887
調査費	4,197,737	4,089,629
調査費	672,732	752,522
委託調査費	3,525,004	3,337,107
委託計算費	642,326	657,069
営業雑経費	2,103,482	1,828,907
通信費	283,069	264,500
印刷費	918,929	908,407
協会費	40,717	49,882
諸会費	10,258	11,279
その他営業雑経費	850,507	594,837
営業費用計	57,321,011	47,830,823
一般管理費		
給料	4,208,378	3,940,850
役員報酬	185,100	149,400
給料・手当	3,139,424	3,408,724
賞与	403,553	159,726
賞与引当金繰入額	480,300	223,000
福利厚生費	548,953	573,052
交際費	85,291	89,101
寄付金	1,796	630
旅費交通費	231,428	233,872
租税公課	427,247	328,325
不動産賃借料	666,919	730,467
退職給付費用	309,416	310,345
役員退職慰労引当金繰入額	33,405	26,700
固定資産減価償却費	713,538	1,012,489
諸経費	1,349,328	904,760
一般管理費計	8,575,704	8,150,595
営業利益	17,182,840	12,175,911

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金		205,108		33,852
有価証券利息		473,605		350,432
受取利息		4,674		4,904
時効成立分配金・償還金		117,919		38,525
有価証券償還益		226,585		26,762
為替差益		-		721,935
デリバティブ評価益		1,150,268		-
その他		27,266		20,641
営業外収益計		2,205,428		1,197,054
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		58,372		127,439
貯蔵品廃棄損		161,462		74,887
為替差損		1,632,650		-
デリバティブ損失		-		885,196
貸倒引当金繰入額		-	3	621,387
その他		41,095		50,066
営業外費用計		1,893,580		1,758,977
経常利益		17,494,688		11,613,987
特別利益				
投資有価証券売却益	1	2,241,103		2,157
ゴルフ会員権売却益		13,021		-
特別利益計		2,254,124		2,157
特別損失				
投資有価証券売却損		21,921		2,298
投資有価証券評価損		-		218,872
投資有価証券清算損		-		10,639
固定資産除売却損	2	44,642	2	11,886
貸倒引当金繰入額	3	1,113,972		-
その他	4	3,737	4	42,274
特別損失計		1,184,273		285,971
税引前当期純利益		18,564,539		11,330,173
法人税、住民税及び事業税		6,901,995		4,648,684
法人税等調整額		997,192		168,125
法人税等合計		7,899,187		4,816,810
当期純利益		10,665,351		6,513,363

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,261	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
当期変動額合計	2,261	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,834,028	11,702,152
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363

当期変動額合計	2,868,123	2,042,599
当期末残高	11,702,152	9,659,553

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	12,010,588	14,876,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	14,876,450	12,833,851
株主資本合計		
前期末残高	38,680,588	41,546,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
評価・換算差額等合計		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
純資産合計		
前期末残高	39,242,804	41,144,295
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	1,901,491	2,258,994
当期末残高	41,144,295	38,885,301

重要な会計方針

77/109

4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
6．その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行なっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。 (2) 連結納税制度の適用 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
---	---

	（リース取引に関する会計基準） 当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。
--	---

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 735,161千円 器具備品 1,604,537千円 投資建物 662,012千円 投資器具備品 26,457千円 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 4,620,908千円 3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して保証を行っております。	1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 建物 776,838千円 器具備品 1,691,069千円 投資建物 675,647千円 投資器具備品 26,929千円 2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 1,848,998千円 3 同左 4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円 2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除却損 器具備品 44,642千円	2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除却損 器具備品 11,886千円

3 貸倒引当金繰入額に関する注記 保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。 なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。 4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3,069千円 保証金の返還に伴う損失 668千円	3 同左 4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備廃棄損 21,160千円 ゴルフ会員権評価損 19,403千円
---	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月23日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

２．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月20日 定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月23日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年 6 月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 6,495百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 2,490円

基準日 平成21年 3 月31日

効力発生日 平成21年 6 月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)																												
(借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>4,599千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>2,299</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>2,299</td></tr> </table> なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2)未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年以内</td><td>1,314千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>985</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,299</td></tr> </table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		器具備品	取得価額相当額	4,599千円	減価償却累計額相当額	2,299	期末残高相当額	2,299	1 年以内	1,314千円	1 年超	985	合計	2,299	(借主側) リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>器具備品</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>4,599千円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>3,613</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>985</td></tr> </table> なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2)未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1 年以内</td><td>985千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>-</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>985</td></tr> </table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。		器具備品	取得価額相当額	4,599千円	減価償却累計額相当額	3,613	期末残高相当額	985	1 年以内	985千円	1 年超	-	合計	985
	器具備品																												
取得価額相当額	4,599千円																												
減価償却累計額相当額	2,299																												
期末残高相当額	2,299																												
1 年以内	1,314千円																												
1 年超	985																												
合計	2,299																												
	器具備品																												
取得価額相当額	4,599千円																												
減価償却累計額相当額	3,613																												
期末残高相当額	985																												
1 年以内	985千円																												
1 年超	-																												
合計	985																												

(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円 (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円 (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
---	---

（有価証券関係）

１．その他有価証券で時価のあるもの

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)			当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの						
(1)株式	55,101	73,804	18,702	55,101	67,520	12,418
(2)債券	50,000	50,105	105	-	-	-
(3)その他 証券投資信託の受 益証券	3,110,512	3,238,991	128,479	1,732,000	1,815,427	83,427
小計	3,215,614	3,362,900	147,286	1,787,101	1,882,948	95,846
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの						
(1)債券	13,669,870	11,886,801	1,783,068	-	-	-
(2)その他 証券投資信託の受 益証券	2,816,910	2,591,485	225,424	3,766,074	2,627,319	1,138,755
小計	16,486,780	14,478,287	2,008,493	3,766,074	2,627,319	1,138,755
合計	19,702,395	17,841,188	1,861,206	5,553,176	4,510,267	1,042,909

（注） その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っております。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売却額(千円)	3,892,206	190,340
売却益の合計額(千円)	2,241,103	2,157
売却損の合計額(千円)	21,921	2,298

３．時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	737,012	737,012
小計	737,012	737,012
その他有価証券		
非上場株式	1,314,612	1,172,137
外貨建資産担保債券	2,504,860	2,098,103
MMF・中期国債ファンド	18,235,925	28,233,112
小計	22,055,397	31,503,352
合計	22,792,409	32,240,364

４．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
(1)債券				
社債	150,000	-	-	-
その他	13,569,000	-	-	-
(2)その他				
証券投資信託 の受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
その他				
証券投資信託の 受益証券	-	376,553	1,729,191	-
合計	-	376,553	1,729,191	-

（デリバティブ取引関係）

１．取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
--	--

(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。 (2) 取引に対する取組方針 為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引開始にあたっては、事前に取り締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。 なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 同左 (2) 取引に対する取組方針 同左 (3) 取引に係るリスクの内容 同左 (4) 取引に係るリスク管理体制 同左
---	---

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)				当事業年度 (平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	16,334,748	-	1,150,268	1,150,268	410,852	-	1,622	1,622

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 988,898千円 退職給付引当金 988,898千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 1,150,011千円 退職給付引当金 1,150,011千円

3．退職給付費用に関する事項 勤務費用 152,041千円 その他 157,375 退職給付費用 309,416 なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は106,630千円であります。	3．退職給付費用に関する事項 勤務費用 168,703千円 その他 141,642 退職給付費用 310,345 なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は118,690千円であります。
---	---

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 887,301 貸倒引当金 454,496 退職給付引当金 402,382 未払事業税 332,390 株式譲渡損繰延 287,965 その他有価証券評価差額金 275,900 投資有価証券評価損 214,784 賞与引当金 168,660 出資金評価損 118,268 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 18,823 未払社会保険料 18,208 前受収益 16,153 一括償却資産 10,048 その他 23,392 繰延税金資産小計 3,266,871 評価性引当額 1,947,529 繰延税金資産合計 1,319,341 繰延税金負債 株式譲渡益繰延 2,837,113 その他 2,562 繰延税金負債合計 2,839,675 繰延税金負債の純額 1,520,333	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 千円 減損損失 886,012 貸倒引当金 708,034 退職給付引当金 467,939 その他有価証券評価差額金 424,359 投資有価証券評価損 303,843 株式譲渡損繰延 287,965 出資金評価損 126,163 未払事業税 108,049 賞与引当金 90,738 器具備品 38,093 役員退職慰労引当金 25,439 未払社会保険料 11,283 その他 31,981 繰延税金資産小計 3,509,905 評価性引当額 2,210,636 繰延税金資産合計 1,299,269 繰延税金負債 株式譲渡益繰延 2,837,113 その他 2,156 繰延税金負債合計 2,839,269 繰延税金負債の純額 1,540,000
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.20 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.52 住民税均等割 0.02 評価性引当額 2.45	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.35 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.13 住民税均等割 0.03 評価性引当額 2.32

その他	0.29	その他	0.74
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.55	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.52

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

１．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	3,153,487 2,067,950	- -	- -

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

２．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有 （被所有） 割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	31,893,085	未払手数料	3,927,855
親会社の 子会社	大和証券エスエムビーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,197,059	未払手数料	82,472
								為替予約	25,434,342	-	-
親会社の 子会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,074,141	その他未払金	321,615

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- （１）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- （２）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- （３）為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- （４）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	100.0	経営管理	債務保証	711,260	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,915,828	未払手数料	2,154,948
同一の親会社をもつ会社	大和証券エスエムビーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	980,553	未払手数料	58,506
							為替予約	17,314,889	-	-
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	544,950	その他未払金	197,190

（注）1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（1）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

（2）為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（3）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（4）(株)大和総研との取引金額には、(株)大和総研ホールディングス（旧・(株)大和総研）分社化前の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 15,773.01円 1株当たり当期純利益 4,088.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 14,907.00円 1株当たり当期純利益 2,496.95円 同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	10,665,351	6,513,363
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,276,319
有価証券		22,256,096
未収委託者報酬		6,213,110
貯蔵品		26,368
繰延税金資産		321,833
その他		424,869
流動資産計		33,518,597
固定資産		
有形固定資産	1	1,168,979
無形固定資産		1,801,825
投資その他の資産		
投資有価証券		10,148,103
その他	1	1,503,398
貸倒引当金	2	1,538,999
投資その他の資産合計		10,112,502
固定資産計		13,083,307
資産合計		46,601,904

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)		
負債の部		
流動負債		
未払金		5,163,439
未払法人税等		722,692
賞与引当金		410,700
その他	4	1,613,671
流動負債計		7,910,503
固定負債		
繰延税金負債		1,926,552
退職給付引当金		1,163,635
役員退職慰労引当金		43,950
固定負債計		3,134,137
負債合計		11,044,641
純資産の部		

株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	2,800,000
繰越利益剰余金	5,993,148
利益剰余金合計	9,167,446
株主資本合計	35,837,446
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	338,935
繰延ヘッジ損益	58,751
評価・換算差額等合計	280,183
純資産合計	35,557,263
負債・純資産合計	46,601,904

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
営業収益		
委託者報酬		29,980,874
その他営業収益		212,747
営業収益計		30,193,621
営業費用		
支払手数料		17,787,239
その他営業費用		3,452,353
営業費用計		21,239,592
一般管理費	1	4,221,719
営業利益		4,732,309
営業外収益	2	394,870
営業外費用	1 , 3	265,780
経常利益		4,861,399
特別利益	4	64,666
特別損失		1,221
税引前中間純利益		4,924,844
法人税、住民税及び事業税		2,263,441
法人税等調整額		167,419
中間純利益		2,828,822

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
前期末残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	2,800,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	9,659,553
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
当中間期末残高	5,993,148
利益剰余金合計	
前期末残高	12,833,851
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404

当中間期末残高

9,167,446

（単位:千円）

	当中間会計期間 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日）
株主資本合計	
前期末残高	39,503,851
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
当中間期変動額合計	3,666,404
当中間期末残高	35,837,446
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	618,549
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	279,614
当中間期変動額合計	279,614
当中間期末残高	338,935
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	58,751
当中間期変動額合計	58,751
当中間期末残高	58,751
評価・換算差額等合計	
前期末残高	618,549
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	338,366
当中間期変動額合計	338,366
当中間期末残高	280,183
純資産合計	
前期末残高	38,885,301
当中間期変動額	
剰余金の配当	6,495,227
中間純利益	2,828,822
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	338,366
当中間期変動額合計	3,328,038
当中間期末残高	35,557,263

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法により計上しております。
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 ～ 47年 器具備品 3 ～ 20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利 用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財 務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見 込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく 当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社 の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、 能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が 確定するためであります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づ く当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程 に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
5．リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)	
1．減価償却累計額	
有形固定資産	2,603,477千円
投資不動産	709,109千円
2．投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券（投資有価証券）に対するものであります。	
3．債務保証	
子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務573,210千円に対して保証を行っております。	
4．消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1．減価償却実施額	

有形固定資産	141,608千円
無形固定資産	325,480千円
投資不動産	6,532千円
2. 営業外収益の主要項目	
有価証券利息	67,638千円
投資有価証券売却益	188,494千円
デリバティブ利益	29,286千円
3. 営業外費用の主要項目	
投資有価証券売却損	161,780千円
有価証券償還損	26,776千円
4. 特別利益の主要項目	
貸倒引当金戻入額	64,666千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	6,495	2,490	平成21年 3月31日	平成21年 6月22日

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
(借主側)		
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)		
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		
	有形固定資産 (工具、器具 及び備品)	合計
	千円	千円
取得価額相当額	4,599	4,599

減価償却累計額相当額	4,270	4,270
中間期末残高相当額	328	328

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2．未経過リース料中間期末残高相当額

1 年 内	328千円
1 年 超	- 千円
合 計	328千円

（注）未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3．支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	657千円
減価償却費相当額	657千円

4．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1．時価のある有価証券

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 其他有価証券 株 式	55,101	73,537	18,435
そ の 他 証券投資信託の受益証券	6,900,314	6,310,414	589,899
計	6,955,416	6,383,952	571,464

2．時価評価されていない主な有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)
(1) 其他有価証券 非上場株式	1,172,137
外貨建資産担保債券	1,855,002
MMF・FFF・中期国債ファンド	22,256,096
計	25,283,235
(2) 子会社株式及び関連会社株式	737,012
計	737,012

（デリバティブ取引関係）

1．取引の状況に関する事項

当中間会計期間
(自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月30日)

(1) 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引及び株価指数先物取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引については、将来の為替変動リスク及び価格変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

当社のデリバティブ取引は、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク、及び価格変動リスクを軽減する目的で利用しております。

なお、一部の投資有価証券を対象に、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引に係るリスクとして、株式指数先物相場の価格変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。取引の実行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理を行っております。

なお、財務部長はデリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を、執行役員会議及び財務会議で行っております。

2. デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	当中間会計期間末 (平成21年 9 月30日現在)		
		契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引	320,616	4,055	4,055

(注) 1. 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引

き邦貨換算した額となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間
(自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 9 月30日)

1株当たり純資産額 13,631.17円

1株当たり中間純利益金額 1,084.45円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	2,828,822
普通株式に係る中間純利益(千円)	2,828,822
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成22年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成22年3月 末日現在）	事業の内容
株式会社近畿大阪銀行	38,971	銀行法に基づき銀行業 を営んでいます。 （注）
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	

（注）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>「ブラジル・ソブリン・マザーファンド」の投資顧問会社

名称 イタウ・ユニバンク銀行

資本金の額 50,680,000千ブラジル・レアル（約2,680,465百万円）（平成21年12月末日現在）

事業の内容 銀行業を営むとともに、資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成22年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成21年11月5日	臨時報告書
平成22年1月19日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（ ）・同添付書類（ ）り そな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）（第2特定期間）、りそ な ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）（第2期）
平成22年2月4日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成21年10月27日から平成22年4月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）の平成21年10月27日から平成22年4月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）の平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽 一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月22日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 公認会計士 堀 内 巧 印
業務執行社員

指 定 社
員 公認会計士 小 澤 陽 一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月4日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成21年4月28日から平成21年10月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月4日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 山元 太志 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 久野 佳樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）の平成21年4月28日から平成21年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ブラジル・ソブリン・ファンド（年2回決算型）の平成21年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員	公認会計士	堀内 巧 印
業務執行社員		

指 定 社 員	公認会計士	小澤 陽一 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。